

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和6年11月29日（金） 8:15 ～ 8:25

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：林 芳正 内閣官房長官

平 将明 国家公務員制度担当大臣

加藤 勝信 財務大臣

福岡 資麿 厚生労働大臣

赤澤 亮正 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

富樫 博之 総務副大臣

橘 慶一郎 内閣官房副長官

青木 一彦 内閣官房副長官

佐藤 文俊 内閣官房副長官

岩尾 信行 内閣法制局長官

議事内容：

○林官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。

8月8日に行われた人事院勧告を受けての国家公務員の給与の取扱いについては、同日に第1回の会議を開催し、御協議いただいたところではありますが、各府省におけるその後の検討を踏まえ、御意見をお伺いし、取りまとめを行いたいと存じます。

それでは、始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○平国家公務員制度担当大臣：一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、人材確保や職員全体の適正な処遇の確保の観点からも、勧告どおり改定する方針を決定し、早期に実施することが適当です。

特別職の国家公務員の給与については、官職の職務と責任に応じ、かつ、一般職の官職との均衡、特別職の官職相互の均衡等を考慮して定めることが適切といった観点から一般職の国家公務員の給与改定に沿って取り扱うことが適当です。

なお、国会議員から任命された内閣総理大臣等の俸給月額及び期末手当については、現下の諸情勢に鑑み、当分の間、据え置くことが適当です。

なお、国家公務員の育児時間制度については、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現のため、人事院の意見の申出どおり国家公務員育児休業法の改正により拡充することが適当であると考えます。

○林官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○加藤財務大臣：人事院勧告制度の趣旨や、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現を目指すという経済政策の方向性などを勘案し、国家公務員の人材確保が喫緊の課題であることも踏まえ、現在の財政は極めて厳しい状況にありますが、若年層に重点

を置いた今回の勧告どおり給与改定を実施することに異存はございません。

○林官房長官：次に、総務副大臣から御発言願います。

○富樫総務副大臣：地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、地方公務員法の定めるところにより、国家公務員の給与等を考慮して決定すべきものであると考えます。

また、国家公務員における俸給及び諸手当にわたる給与制度の整備が決定されれば、その内容等を踏まえ、適切に見直しを行うよう、地方公共団体に対し要請してまいります。

さらに、地方公共団体における給与の適正化や適正な定員管理につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○林官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○福岡厚生労働大臣：本年の人事院勧告につきましては、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識をしております。

私といたしましては、労働基本権制約の代償措置であります人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、本日の会議において、勧告どおり給与改定を行う方針を決定することが適当であると考えております。

○林官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○赤澤経済財政政策担当大臣：本年の人事院勧告は、民間企業における賃上げの動きと整合的なものであり、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現に資するものと認識をしています。

人事院勧告の趣旨を尊重するとの基本的立場も踏まえると、勧告どおり給与改定を実施する方針を決定することが適切であると考えます。

○林官房長官：他に御意見のある方は御発言願います。

それでは、ご意見も出尽くしましたので、これまでの検討状況を踏まえ、お配りいたしました閣議決定案及び内閣官房長官談話案についてお諮りをしたいと思います。

これらについてご了承いただけますでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございました。それでは、これらの案については御賛同をいただいたものとして所要の手続を進めることといたします。

なお、閣僚等の給与について、国家公務員制度担当大臣から、当分の間、据え置く旨の発言がありましたが、これに加え、従来から実施している総理3割、大臣・副大臣等2割、政務官1割の返納及び令和5年法改正による給与の増額分に相当する額の返納を継続することとしたいと思います。

それでは、給与関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

以 上